

令和元年度第1回練馬区区政改革推進会議 議事概要

日 時	令和元年9月24日(火) 午後6時30分～8時30分
場 所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
次 第	1 委嘱式 2 議 題 (1)会議の公開等について (2)ひきこもり対策について 現状と課題 (3)公共施設等総合管理計画[実施計画](令和2～5年度)の策定に向けた検討について 委託・民営化の現状と課題 (4)練馬区版総合戦略 重要業績評価指標(KPI)およびみどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 平成30年度末の進捗状況について 3 その他 4 閉 会
配付資料	資料1 区政改革推進会議設置要綱 資料2 令和元年度練馬区区政改革推進会議 委員名簿 資料3 - 1 区政改革推進会議の運営について(案) 資料3 - 2 令和元年度区政改革推進会議開催日程および検討内容 資料4 練馬区におけるひきこもり支援の現状と課題 参考 「ひきこもり」について相談してみませんか 資料5 委託・民営化の現状と課題 資料6 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標(KPI)およびみどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 平成30年度末の進捗状況について
出席委員 (名簿記載順・敬称略)	別所 俊一郎、広田 啓朗、赤尾 由美、高内 恒行、相澤 愛、小貫 裕文、川口 明浩、熊野 順祥、上野 美知子、関 洋一、吉田 威朗
欠席委員 (敬称略)	今田 裕子
区出席者	区長 前川 耀男 副区長 山内 隆夫 副区長 小西 将雄 教育長 河口 浩 特別参与 三枝 修一 特別参与 黒田 叔孝 参 与 藤井 芳弘 専門調査員 斉藤 睦 企画部長 森田 泰子 総務部長 堀 和夫 企画部企画課長 三浦 康彰 区政改革担当部区政改革担当課長 染野 好章

企画部財政課長 佐川 広 企画部情報政策課長 藤田 光威 人事戦略担当部長 小淵 雅実 区長室長 市村 保 秘書課長 生方 宏昌 福祉部長 中田 淳 障害者施策推進課長 下郡山 琢 生活福祉課長 小原 敦子 高齢社会対策課長 浜崎 省吾 高齢者支援課長 今井 薫 健康部長 佐古田 充宏 練馬区保健所長 高木 明子 関保健相談所長 北原 豊 こども家庭部長 小暮 文夫 保育計画調整課長 大窪 達也 青少年課長 石原 清年
--

1 委嘱式

(1) 区政改革推進会議委員委嘱

委員長の指名

副委員長の指名

(2) 区長挨拶

【区長】

皆様こんばんは。本日はお忙しい中、真にありがとうございます。また、こうやって、お目にかかれて心から嬉しく思っています。

早いものでありまして、私も区長に就任して、もう5年と5か月が経ちました。私は、練馬区にちょうど35年住んでいます。また、永い間行政をやってきたものですから、初心忘れるべからず、であります。区長になってやろうと思ったことは二つあります。

一つは、政策の先進性です。できるだけ、時代の展開に、時代の方向に沿った行政を練馬区で実現したい。そういう視点で、例えば、幼保一元化施設の練馬こども園や高齢者の介護予防の街かどケアカフェ、また、11月末に開催する「世界都市農業サミット」など、努力をしてきたつもりです。

そしてもう一つは、住民自治です。

永い間行政をやってきて、区でしかできないと思っていることは、住民自治です。住民参加というのは、政治の謳い文句だけではなくて、区だからこそできる本当の意味での住民自治を実現する事が、区の役割であろうと思っています。これを具体化したのが、区政改革推進会議だと思っています。

これまで、そういった観点から、みどりの風吹くまちビジョン、区政改革計画、グラウンドデザイン構想をつくり、さまざま取り組んできたわけでありましてけれども、今後さ

らに発展させていきたい。区政改革推進会議で検討しながら前に進んでいきたい、そう願っています。どうかよろしくお願いいたします。

今回の会議では、ひきこもり対策と、公共施設等総合管理計画実施計画、この2点について、ご議論いただきたいと思っています。

今回は、委員長を別所先生にお願いしまして、皆さんご存知のとおり、最初は土居先生と一緒に副委員長をやっていただいた先生です。それから副委員長の広田先生。練馬区の地元の武蔵大学の先生で、お住まいも区内です。このお二人に議論をリードしていただきながら、自由闊達な議論をしていただきたい。

改めて申し上げなくても、このメンバーですから、何でも言いたいことをおっしゃると思います。遠慮なくおっしゃっていただいて、大いに議論を盛り上げていきたい、そう願っています。どうかよろしくお願いいたします。

(3) 委員長挨拶

【委員長】

ご指名いただきまして、委員長になりました東京大学の別所です。よろしくお願いいたします。

今、区長からもお話がありましたように、基礎自治体と言われる練馬区では、住民自治というか、住民の思っていることと、役所が考えていることの、交流、意思疎通、情報の伝達、そこが非常に大事だと思っています。

したがって、こういう機会を捉えて、住民側は言いたいことを言い、区側も言いたいことがあれば言いたいかと思うのですけれども、情報や意思の伝達・交換が進めばいいと思っています。

そのためには、委員の皆さんの自由闊達なご議論が不可欠だと思いますので、ぜひ活発なご意見、ご発言をお願いいたします。

今回は、特に何かまとめるというわけでもないので、余り気にしないで、いろいろご発言いただければと思います。

では、これからよろしくお願いいたします。

(4) 副委員長挨拶

【副委員長】

皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。広田と申します。2014年から、武蔵大学に着任したと同時に、練馬区の区民になっております。

私の専門が、地方の財政的な問題というのを中心にやっているのですけれども、そういった視点プラス、区民としての視点からも意見ができたかと考えています。

特にうちには小さな子どもがいますので、そういう家族の問題と実態として感じていることも交えながら、お話しできたらと思います。よろしくお願いいたします。

【企画部長】

ありがとうございました。

それでは、ここで本会議に出席いたします副区長、教育長をご紹介させていただきます

す。

副区長・教育長紹介

【企画部長】

このほか、区の出席者につきましては、資料2の区政改革推進会議委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧いただければと存じます。

以上をもちまして、委嘱式を終わらせていただきます。

引き続き、2の議題に移ります。

これより、進行は別所委員長にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2 議題

【委員長】

それでは、私の方で進行を進めます。よろしくお願いたします。

次第に従いまして、2、議題に入ります。

最初に、事務局から配付資料の確認をお願いします。

【区政改革担当課長】

配付資料確認

【委員長】

続いて内容に移ります。

(1) 会議の公開等について、事務局より説明をお願いします。

【区政改革担当課長】

資料3 - 1 「区政改革推進会議設置要綱」

資料3 - 2 「令和元年度練馬区区政改革推進会議開催日程および検討内容」説明

【委員長】

説明のありました資料について、質問やご意見がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、議題(2)のひきこもり対策に入ります。

事務局から資料が示されていますので、説明をお願いします。

【生活福祉課長】

「練馬区におけるひきこもり支援 現状と課題」説明

【委員長】

ありがとうございました。

ひきこもり対策についての説明がありました。ここまでで、一旦、委員の皆様からご

意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

3点ばかり。

まず、1点目は、後学のために教えていただきたいのですが、国の定義の中で6か月というのが出ているのですが、これは何か根拠があるのか教えていただきたい。それから2点目は、意見になるのかどうかわかりませんが、国が平成21年から、ひきこもり地域支援センターというものをつくって、それを受けて都が、ひきこもりサポートネットに委託しています。区がこれからやろうとしているというひきこもり対策は、この役割分担をまず明確にしないと、二重行政を招いてしまうのではないかと思うのですが、その辺りは今、どういう役割分担で、どういうふうに進めていこうとされているのですか。

それから3点目は、支援体制の中で、教育委員会が入っていない。学校の生徒も、ひきこもりというか、不登校ということになるのかもしれませんが、ひきこもりとして、学校に行かないということについて、支援体制の輪の中に、教育委員会が入っていないのですが、これはどういうことか教えていただきたい。

【生活福祉課長】

6か月という根拠に関しては、今、即答が残念ながらできない状況でございますので、確認をさせていただきたいと思っております。

次に、東京都に関しましてですけれども、東京都も、今年度から所管を福祉保健局に移しましたと、先ほどご説明させていただいております。

東京都のひきこもり相談支援センターに関しましては、一つの場所というよりは、区内の民間団体だとか、それから練馬区も入っております若者サポートステーションだとか、さまざまな団体がサポートネットというネットワークとしての支援体制ですので、一つの所管ではない状態でございます。

東京都と練馬区の役割分担というお話をいただきました。

こちらに関しては、東京都に関しては、相談を24時間、お電話やメールなどで受けているところと、広域で、さまざまな支援を行っているということと、今現在、東京都は青少年に、ターゲットを絞っているものですから、そちらに関しては、今のところ30代ぐらいを目安に考えているところがございます。

そういう意味では、今回、練馬区で今後ひきこもり支援ということで考えているものは、15歳から高齢者まで考えていきたいと思っております。調査は65歳までですけれども、そのように考えています。

それから、練馬区では身近なご相談をそれぞれいただいているというところがありますので、実際に、個別のご相談に対しての対応をしていきたいと考えているところは、東京都の広くあまねくということとは、違いがあると考えております。

その辺の役割分担も、まだ明確にこういうふうに分けましょうということまで話しておりませんが、そういう意味では、練馬区は身近な地域での支援を考え、東京都は広域にということとやっていきたいと考えているところでございます。

今回、教育の部分をどうするかということは事前に検討はさせていただきました。今

回は15歳からということで、区切らせていただいたという状況でございます。

15歳までの課題として不登校、ひきこもりが大きくあるということは認識しているところでございます。

【委員長】

よろしいですか。

では、ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

お願いします。

【委員】

練馬区で相談件数、それから訪問件数がありますけれども、実際にひきこもりの方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。それは把握していますでしょうか。

【生活福祉課長】

今現在、調査中でございますが、国の調査がございまして、この推計を区に当てはめますと、練馬区の場合は青少年を15歳から39歳までとしますと、3,600人ぐらい、また中高年の40歳から64歳ということであれば、3,700人ぐらいと推計しております。

【委員】

実際の数も調査するという事はやっていらっしゃるのですか。

【生活福祉課長】

今現在は、民生・児童委員の方に、ひきこもりの方をご存じないですかという調査と、30年度に、実際に区にご相談に見えた方の分析の調査というものをやっております。残念ながら、全体の調査を行うというのは難しい状況です。

【福祉部長】

補足させていただきます。

先ほどの質問にも関連するのですが、平成30年に国が40歳から64歳の、いわゆる中高年のひきこもりという調査を初めてやるまでは、ひきこもりの問題というのは、基本的には青少年の問題でした。東京都も今年度から所管を保健福祉局に移したのですが、今その青少年でやっていたひきこもり対策をこれからどうするかということは今月から検討するような状況です。これから中高年のひきこもりというのは、行政が取り組むというところで、まだ仕切りができていない分野になります。

それを前提に、2ページの国の調査もそうなのですが、中高年のひきこもりの場合は、回答数が47人ということで、これを基に全国で61万3,000人という報道がされております。

これが正しく実態を表しているかということ、それには問題があるだろうということで、私も考えていまして、今調査をやっているところでございます。

具体的には、出現率が1.45%ということで、中高年の推計は3,700人になります。

下の方の主生計者というのをご覧いただきますと、40歳から64歳ですと、一番左下なのですが、父親か母親が主生計者になっているという方が、いわゆる8050問題に相当するというので、これで三分の一ぐらいになりますので、1,200人ぐらいというのが、リアルな近い数字ではないかと思っています。

あと、ご本人が主生計者という場合も、実は国の調査では3割ぐらいいらっしゃって、また、配偶者が主生計者になっているという方も2割弱ということで、これで合わせて半分ぐらいの方が該当します。今のところわかっているのは、そのレベルだということです。

ですので、区としても今、民生・児童委員の方に地域の状況を聞いたりですとか、あと区で、昨年度は数百件の相談を受けておりますので、その状況を分析しているというところでございます。

【委員】

民生委員等に聞けばわかるかもしれませんが、区としては、いろいろな情報を、住民税の申告、あるいは保険の情報を全部掴んでいるわけですよね。それを利用するのがいいのかわかりませんが、そういうデータを利用して、まずは大雑把な数字を掴むということは可能かと思うのですけれども、その辺は考えていらっしゃらないのでしょうか。

【福祉部長】

内部的には、課税情報で、どなたが扶養されているかというのはわかるのですけれども、それを基に支援をやるとなると、別の問題が出る可能性もありますので、私どもとしては、まずは民生・児童委員の方への調査、それから相談状況の調査をやっているところでございます。

【委員】

まずは実態がわからないと、現在どうなのか、あるいは将来的に5年、10年、20年後に区はどのようになるのかというのがわからないと思いますので、実態をもう少し把握していただければいいと思います。

それから2点目の質問で、この資料を見ますと、各支援の事務所で、5ページから7ページについては、全部これは受け身ですね。区民から相談やSOSがあったら、対応するという格好です。

それに対して、8ページ、これは訪問支援ということで、こちらから積極的に対応するというパターンですが、63人を支援して、成果が47人ということで、これはいいと感じました。

それに比べて、受け身の相談については、5ページの生活サポートセンターでは、24人相談があって、成果が7人ということで、積極的に出ていくのに比べれば少ないという感じがします。

これは、生活サポートセンター以外のところは、支援の成果は、数字で何人というのは、なかなか難しいかと思うのですけれども、見た限りにおいては、受け身ではなくて、

こちらから働きかけていくというのは有効なのかと思います。

なかなか働きかけて、相手が相手なだけに、すぐ反応するというのは当然難しいと思いますけれども、販売、セールスは断られたときから始まるとも言われますので、こちらから出かけていくという活動は、その辺を考えているのかと思います。

【区長】

今おっしゃった事は、まさに問題であり、そののところを見直していただきたいのです。

つまり、この問題というのは本当に難しいです。客観的な状況で決められないわけです。家にひきこもっているからといって、所謂ひきこもりかということ、本人が、極端なことを言うと、お金持ちで経済的に余裕があり、御自身の意思でそうしているのであれば、それはひきこもりとなるのでしょうか。昔だったら、それこそ花嫁修業の女性がたくさんいた。それはひきこもりか。そのようなことは全然ないわけです。客観状況でつかまえられる。本人が自覚しないと、ひきこもりではないわけです。それを問い質すわけにはいかないでしょう。

そのところが一番難しいと思っています。ぜひ、その辺りについてご意見があったら、こういった方向で見つけたらいいのではないかというのは、なかなか無いと思いますけれども、そういった事も含めて、ひきこもりをどう定義するのか、どうやって見つけるのか、何を本当にすべきなのか、人によっては余計な過剰介入だと言われる可能性も高いわけです。そのところをぜひ、色々なご意見をいただきたい。行政の中だけで議論していると、なかなか結論が出ませんので、こういう区政改革推進会議で、ぜひ議論していただきたいと思っています。どうかよろしくお願いします。

【委員】

ひきこもりが今回、具体的なテーマとして挙がっている背景というのか、こういったことが、これまで余りなかったのか、よほど区で大変な状況になっているのかとか推測しながらも、ただ、今のお話を聞くと、実態調査の途中であって、報道機関でも問題になっていることも踏まえ、今後のために議論しておこうという位置付けで捉えておいてよろしいでしょうか。

ひきこもりと一言と言っても、本当に多種多様で、年齢層も15歳から64歳で一括りにすること自体が、まず問題だろうと思っているのです。

なので、本当にひきこもりと言われる具体的な問題がどこにあるかによって、当然その支援する部署も窓口も変わってくるだろうと思うのです。

逆にひきこもりと一括りで言うことのデメリットも十分認識しながらやらなければいけないのかというのを強く感じています。

そもそも、ひきこもりのご本人は、なかなかアプローチをしないと思います。やはり、周りで困っている家族などが相談してくることがきっかけとして多いのかとは思いますが、いずれにしても、今、区長がおっしゃったように、なぜ区は、この問題を取り上げるのかということ、まずきちんと位置付けて、行政としてやるべきことというページは拝見したのですが、そのところを皆さんの意見なども出していただきながら整

理することと、もう一つ大事なことは、これまでの議論でもよくあったのですが、区としてやるべきことというのでも確かなのですが、区としてできないことというのでもあると思いますので、区としてやれること、やれないことというのをきちんと整理して、それを区民に説明することが、やはり大事だろうと思っています。何でもご相談ください、お任せくださいという見せ方だと、結局相談する側も期待外れということもありますので、その辺りの位置付けもきちんと、できないことをおっしゃっていくということが大事だと思っています。

もう一つ、私が弁護士という仕事をしているので、やはりひきこもりとか、いろいろなところで、今の問題で見聞きすることが増えています。

事例でもあったように、高齢のお母さんが認知症になってしまうなどというときも、どなたかが成年後見を申し立てなければいけないのですが、申し立てる人がいないとか、行政が申し立てなければいけないような事例もあれば、例えば不動産をお持ちの方は、練馬区民にいっぱいおられますけれども、貸し家として貸しているのですが、借り主さんの方が、やはり高齢の方とひきこもりの世帯などで、なかなか生計の収入が立たなくなって、家賃滞納でどうするということも、多々、見聞きするようにはなっています。

あるいは、精神疾患などが原因で、近隣トラブルに発展するようなケースも増えていますので、本当にひきこもりとか、8050問題で関係する事象は多いと思いますので、なるべく具体的な場面で想定しながら、どこでどのような、専門家も含めて関われるかというのを具体的に考えていく必要があると思っています。

【委員】

私も同じように感じていて、私はケアマネジャーをしておりますので、介護の現場、あと地域の活動をしておりますので、そういった相談とか、現状が見えてくるということがあるのです。

今、区長の方から、どのように関わっていくかということで、地域の力というのは、やはり大きいのかということも今、思い描いておりました。

相談窓口は、こういうふうにかくさんあるのだということを見せていただいて、そこにつなぎたいと私も思っているのですが、とても個別なことで、そこが心配です。

窓口の委託事業者の方も、こんなにひきこもりの問題にも関わっていらっしゃるのかと思うと人員が足りているのか、とても心配になります。もし、行政の方にお願ひできるとすれば、もう少し人員を確保していただければ、一人ひとりに丁寧なご相談、出向いてご相談に行くとか、そういうことが少しできるのかと思っています。

プライベートなことを行政の方につなげるというのは、具体的には怖い部分もあるので、相談窓口というのが、実際にどのようなになっているのかというのを、もう少し伺いたいと思いました。

例えば、参考というチラシはひきこもりの相談窓口が、こういうところにあるので、ご相談してみたらどうですかというふうに、ご本人なり、ご相談してきた方に、おつなぎすることはできると思うのですがけれども、そのときに、どのようなところか、まず知らないとお伝えできないのです。お電話をかけたときに、どのような対応になるのか、具体的になののですがけれども、例えば息子がひきこもっていて、そのことでご相談したい

のですけども、というふうに保健相談所にお電話をしたときに、どのような対応になるのでしょうか。

【関保健相談所長】

保健相談所に、ご連絡をいただいた場合は、もれなく相談内容について聞かせていただきます。

今、ひきこもりの話がありましたが、例えば経済的な問題ですとか、それ以外の問題もごございます。その場合でも、その背景に精神疾患ですとか、いろいろな悩みがある場合がございますので、相談をいただければ、その辺のことは、全てを聞かせていただきたいと思っております。

【上野委員】

長いお電話をずっと聞いていただけるとのことなのですか。

【関保健相談所長】

そのとおりでございます。

保健相談所には、保健師と精神保健福祉士の資格をもった地域精神保健相談員がいます。専門的な見地から、いろいろなアドバイスなどをさせていただきます。そのような形で相談の方を受け入れさせていただいております。

【委員】

ありがとうございます。

お電話でお名前とか、住所とかをご本人がおっしゃればいいのですけれども、そこで聞いて、その先はという、何となく見えないというか、よく私も介護の相談とかでも、窓口はこういうところですか、ということをもちろんお伝えはするのですけれども、実際に電話をしたら、きちんと相談を受けてくれなかったとか、そういったことも聞くのです。

そうなる、せっかく勇気をもって電話をしても、というところが、実際はあるのかと思います。もちろん行政の方も一生懸命やられているのはとてもよくわかるのですけれども、数の問題というか、もう少し人員が増えればいいと思います。地域包括支援センターとか福祉事務所は、私もかけるときがあるので、電話中ですとか、あと全部電話がふさがっていますとか、そういうことがやはり多いのです。

なので、具体的なことでいうと、もう少し人員を増やしていただくなどということが、行政にお願いできることなのかと思っておりますので、お伝えしたいと思っております。

【委員】

ひきこもりという、日本における特質なのか、外国にもあるのか、英語で withdrawal というのですかね。そういうものが実際にあるのかということ考えたときに、日本においては特に、よく若者のいろいろな精神疾患等、それに至るところで強制圧力。日本人の一つの意識に集約しなくてはいけないというような強制圧力というもの

が、圧力になって、ひきこもりになるという場合が、恐らくあるのだろうと、私の今までの経験でも、今でもそういうことがあったり、自分自身もあるのですけれども、そういう要因というものが、日本特有のものがあるのだろうと、実は思っていて、いろいろな経済的な理由でそうなる方もいらっしゃるのだと思うのですけれども、個人的な経験からいうと、そういうものが原因の一つではないかと思いました。

それと、地域包括ケアシステムの中では、よく地域ケア会議で困難事例等を毎月話し合う場とか、または全体として年に1回話し合う場というものがあると思うのですけれども、そういう事例を重ねることで、これからの蓄積、特に10ページに書いてあるケース会議、検討会議、連絡会議というものを去年12月からやっていらっしゃると。こういうものを年何回やっていらっしゃるのか。地域ケア会議というのは毎月、または年に1回全体をやるということは、法で厚労省から決まっているのだと思うのですけれども、そういうものも含めた総合福祉事務所とか、保健相談所などの関係機関が連携して、ケース検討会議というものを蓄積しながら、地域の実態ということが、恐らくわかって、それを共有できるのではないかと、これを2点目で思っています、ここが大変共有すべきところではないかと思えます。

3点目が、13ページに、区に望む支援ということの(2)のところ。「近くの窓口で気軽に相談できる仕組みができると良いと思う」という意見がありますけれども、そういう職員の方々というのは、先ほども現場の職員の方がおっしゃいましたけれども、職員に、そのようなケースをしっかりと学んでいただく、研修をしていただく、そういうことが必要になるのだろうと。現場でも研修したり、そういう研修システムというものが、重要になるのではないかと、これを2点目で思っています、どのような研修をされているかということをお聞きしたいと思えます。

【生活福祉課長】

ひきこもりは、私も細かく調べているわけではないですけれども、海外でもあると聞いています。イタリアや韓国などではあると聞いております。

ひきこもりになったきっかけに関しましては、40歳から64歳までの方ですと、退職というのが一番多い理由ということでございます。

2点目でございますが、ケース検討会議ということで、保健福祉相談機関連絡会がございまして、

昨年は1回、今年度は2回開く予定でございます。

また、来年度はもう少し地域でも身近にということを増やしていきたいと思っております。

今年度に関しましては、複合問題ということで子ども家庭支援センターや地域包括支援センター、それから保健相談所、福祉事務所などが関わって事例検討をしていきたいと思っております。

あと、3点目の研修でございますけれども、こちらに関しまして、今、具体的にひきこもりに関して積極的に行っているのは、生活サポートセンターで専門研修を国がひきこもりに関して実施するというようになっておりますので、そちらの研修を受講しているところでございます。

あとは、専門ではございませんが、ひきこもりに関して研修はそれぞれのところでやっているとっております。福祉事務所は残念ながらひきこもり専門ということでの研修は新任に関しては、やっていない状況でございます。

【高齢者支援課長】

2点目について補足させていただきます。

6ページの地域包括支援センターの担当などをしております。

今、地域ケア会議というお話を委員の方からいただきました。地域ケア会議というのは地域包括支援センターなどが主催して、地域包括ケアシステム、地域で高齢者を支えていくような仕組みづくりをつくっていくというものでございまして、練馬区では圏域のエリアの広さなどで何種類か目的別にやっているのですけれども、具体的に個別のケースについて、その対応策をさまざまな職種で話し合っ、ケースの対応策を考えたのとあわせて、地域の課題などを一緒に考えていく会議、これを地域ケア個別会議と呼んでいるのですが、昨年度は360回実施しております。

高齢者に関わるさまざまなご相談ですので、介護のご相談であるとか、虐待のご相談であるとか、いろいろなものがあるのですが、その中にはひきこもりに関するご相談もあったと認識しております。

【練馬区保健所長】

私から相談などの状況について多少、補足させていただきます。

まず、ケア会議についてでございますが、相談所ではケア会議という名称では呼んでおりませんが、ネットワークミーティングですとか、そういった関係でひきこもりと一口にいても、その状況も関係機関もさまざま違っておりますので、その方、それぞれの関係者が必要に応じて、状況の共有ですとか、今後の対策等について協議して対応しております。

また、研修でございますが、先ほど、お話にありましたように電話相談は、入り口になることが多いのですけれども、まず最初にお電話で伺いますのは保健師でございますので、もともと区民の方の相談に応じる職種でございますので、入庁の時点からひきこもりの一般的な相談対応、数年たって経験を積みますとそれぞれの課題に応じた専門研修などが継続的に実施をされておりました、そういった中で経験を積んで対応をさせていただいております。

【委員】

事業場の事例で言いますと、ひきこもりの方が何名かいます。どちらかというとなら、中高年、今まで面談したところ、うつ症状の方がほとんどなのかなと。

2ページでいろいろな理由があるということなのですが、多分うつ症状が軽いか重いかの違いのような気がします。あとは、重症になって医者に通いながら長期間、半年以上かかる方も結構いますし、ひきこもりというのも対象になるのかなと思います。

会社にも出てこなくなり、単身者なのでどこにも相談しない。ずっと家の中にこもっているわけです。電話を何回かして駄目な場合は、課長や次長に行かせて、またはとに

かく連れてきてゆっくり話を聞くのですけれども、それでも最初は何回か入社しても、また来なくなる。症状が軽くなっているときは会社に出るのですけれども、突如出なくなるとまた病気が出たのかなというような感じで対応しているのです。

就労の現場でも、そういった問題はございますので、それが長く続いて仕事しないとどうなるかという生活困窮者でまた区の方にお世話になってしまう。こういうパターンではないかなと思っております。

【委員】

皆さん、同じ意見だとつまらないと思うので、反対意見を申し上げたいと思うのですけれども、私の個人的な意見としては、こういったひきこもり対策に時間とか予算をあまりかけるべきではないと思っております。

理由は二つありまして、例えば、私は練馬区で製造業をやっていますが、父から継いだあとに結構、うつ状態になったのですけれども、それでも一所懸命働いて納税しているわけです。なので、うつになりながらも一生懸命働いて納税している人たちのお金をそういった人に使うのはどうかなというのが一つの理由です。

もう一つの理由は、変わりたいと思う人ではないと変わらないというのが現実だと思うのです。なので、ご相談があった場合は、真摯に対応すべきだと思いますけれども、相談もない人をほじくり出すようなことはしなくていいと思います。

【委員】

退職後にひきこもりに近い生活をしているものとして、意見を申し上げます。

今、委員から意見が出まして、私も全く同感で、区長が冒頭、練馬から新しい発信をということをおっしゃったので、この事業をやりたいのかなと思ったのですが、先ほどの発言で、そうでもないというのがわかったので、はっきり申し上げます。

この問題は資料をもらったときに、区が踏み込むような問題なのかなというのが直感的に思ったことで、されども基礎的な自治体として責任もあるでしょうから、委員がおっしゃったように相談がくれば、困っている人がいれば、それは区が手を差し伸べるとするのは仕方がないとしても積極的に何か踏み込んでいく。いみじくも家族会等の団体の意見の中にひきこもりを一つの生き方として認める社会になってもいいのではないかなという意見があるのですが、これも全く私は同感でそういうふうにはこの問題については感じております。

【委員】

まず、8050問題という今、報道でもされていますのでこういう括りになっているのだと思うのですけれども、それからこの間、練馬区では痛ましい事件がありましたので、今回のテーマになっているのかなと推察をしています。

まず、ひきこもり、8050という世代にちょうど私も母親もかかるのですけれども、自分がもしこの状態になったときにこういう括りで8050という括りにされるのは非常に嫌だなと多分思います。

ですから、相談には行きたくない。相談したくないと多分なるのではないかなと思

ます。なので、申し上げたいのは、一つは、ひきこもりというのは、ひきこもっているという事象でしかないと思うのです。その原因として、いじめであったり病気であったり、親の介護による離職などというきっかけがあると思うのですけれども、こっちにフォーカスをするべきだと思います。

例えば、親の介護によって離職せざるを得ない状況になったときに、いきなり辞めるのではなくて、例えば、練馬区ではこういう支援体制があるからそれを忘れないようにしておいてもらうための何かインプットをしておくとかということをするれば、もしかしたら離職せずに済むかもしれない。例えば、この間、練馬でシェアオフィスができましたけれども、そういったところに家の近くで仕事ができるというような仕組みを設けて、それに対するサポート、何らかの支援をするとか、費用を区が支援できればなおのこといいなと思います。

それから、15歳から39歳のパーセンテージも非常にあるということで、これから私も子どもが大きくなっていくので考えるところもあるのですけれども、子育て、子ども支援の方では、放課後の居場所というテーマが取り上げられていますけれども、この子たちは放課後どころか、朝から居場所という問題が発生しているはずなので、朝からの居場所、そうするともしかすると親御さん、そこにつき合わないといけないという状況も発生しているかと思うので、そういったところにも何らかの場所であるとか、手助けとか、子どもたちなのでできるものがないかなと考えたところです。

最後なのですけれども、ひきこもりを「抱え込まずに相談を」というチラシはもうひきこもりという括りにしてしまっていますので、これは事象なのでその原因に対して、フォローするなら、してあげた方が、本人たちにとってもいいのではないかなと思っています。

結果的にひきこもりになってしまっているわけだというふうに思いますので、全部が全部ではないかもしれませんが、8050という言い方もそうだと思います。こういうふうに括ってしまうのは、報道がそうなっているのでそうなのかもしれませんが、こういう括りを取っ払ってしまってもいいのかなと思っています。

【委員】

資料について2点ほど教えていただければと思います。

まず、1点目は、8ページの訪問支援事業に対することなのですけれども、家族会等の要望でもアウトリーチについてありましたので、私自身としても重要性があるのだろうと思っています。

先ほど、委員もおっしゃられていましたけれども、実際にここに書いてありますけれども、児相などもそうなのだろうと思いますけれども、支援する側の要員が足りているのかどうか。実際、どの窓口も現場ではかなり大変というか、ひっ迫した状況が続いているのだろうと推察いたします。その辺の実際の練馬区の支援する側の要員の状況、それから今後の人員確保の見通し等についてお伺いしたい。

それから2点目は、同じページの訪問支援の成果として「成果あり47人（74%）」、これがすばらしいものなのかどうかを測定するために、ほかの自治体との比較、それから、「成果あり」とした根拠なののですけれども、下に状況把握ができた等々ありますけ

れども、状況把握ができたというのがわかったということで成果があったのかどうか。おかしいと言っているのではないので、誤解されても困るのですけれども、その他の自治体との比較も含めてこの成果とした測定項目について、お伺いしたいと思います。

【関係保健相談所長】

まず1点目ですけれども、支援の体制でございます。

主に、訪問の支援を行っているのは保健師と地域精神保健相談員になります。

保健師は常勤の職員、地域精神保健相談員は非常勤の職員になります。地域精神保健相談員は精神保健福祉士の資格を持っておりまして、6所で4名配置をしております。

2点目です。成果ですが、状況把握ができたというのは、これは成果というのにならないのではないかというお話がございました。

ひきこもりの方には、なかなかお会いするのは難しいことがあります。まずは、お会いできて状況把握、これから第一歩が始まるのかなと思っております。そういう意味で書かせていただいております。

また、他の自治体との比較については実施しておりません。

【委員】

ひきこもりの方をどこまで区が関わって対処するかという区長の質問でもあったのです。他の委員もおっしゃったようにほじくり出すというか、そういう必要があるかどうかということも関わってくると思うのですが、恐らく、今後、今の状況を放置するとどんどん生活保護受給者が増えるとか、医療費がかさむとか、就労人口が減ってしまって練馬区の活力が減るとか、そういった漠然とした懸念があるから何らか区としてやらなければいけないのではないかという発想にたたれているのでしょうか。

私も基本的には児童虐待のような今そこにある危機とは違いますので、どこまで行政が根源的に関わるかというひきこもりの問題は基本的には誰も困っていないのであれば、個人の自由ということもあるわけなのですが、ただ、どこにどういう問題があるから関わるのかということのまさに整理なのかなと思っていて、ご家族が困っているのであれば、先ほども出たように相談をつないで、しかるべき機関を紹介するということなのだろうと思います。

どこまでひきこもりの方を見つけて、こうしなさい、ああしなさいと言っていくかに関しては、実態調査を待って、どのくらいの規模でそういう方たちがいてこのまま放置するといろいろな税金がかかってきますよみたいのが出てきたときに具体的な検討をしていく段階になるのかなという気がいたしました。

もう1点の支援機関としては、先ほどのチラシの裏面にもあったように印象としてはこんなにあるのだなという印象を私自身は受けました。人員が足りないのではないかというお話もあるのですが、これだけの既存の資源があるわけですから、これにうまくつないでいくということがまず、今できることなのだろうと思うのです。

ついては、どこに自分は当たるのかとか、うちはどの窓口に当たるのかというのはわからないと思いますので、フリーダイヤルを1本設けていただいて、そこにひきこもり相談電話とかやっていただいて、そこに電話すればうまくつないでいただけるような人

員を1人置いていただければ、あるいはどこかの機関が代表してやっていただいてもいいと思うのですが、それで随分アクセスはしやすくなるのかなと一つ提案させていただきます。

【区長】

今のお話に関連して一言。区が資料をつくるものですから、こういう資料になっているのですけれども、この会議の目的はむしろ11ページの事なのです。

「ひきこもり支援の視点」と書いてありますけれども、そもそも支援する必要はあるのか。あるとすれば、支援の対象は何なのか。仮に支援するとしたら、何が目標なのか。国が言っているような、あからさまな労働力確保では困るのであって、そういう事ではないだろうと思うのです。

そして、行政としてさらにやるべき事は何か。こういった事について、自由闊達な議論をいただきたい。私個人はそもそもひきこもりも出来ない社会なんて御免だと思います。ひきこもったら強制的に働かせる、そのような無茶苦茶な話は無いのであって、それはおかしいと思います。

それから、そこに行政が余り関与するのもおかしいと思います。かといって、放置していいかということも言えない。その辺りの兼ね合いが何だろうかという事が、根本的な問題意識で、この会議で議論していきたい。余り実務的に細かい話よりも、そういう物の考え方といいますか、それを聴かせていただければ嬉しいと思っています。

【委員】

私は非常にシンプルに考えるのですけれども、基本的には自助の世界の話で自助の世界でどうしようもなくなったケースというのは出てくるのだろうけれども、そこで公助が出てくる。ただ、単純なそういう話ではないかと思っています。

【副委員長】

既に、何人かの委員の方からお話があったと思うのですけれども、ひきこもりになる原因が全く異なっているという状況で、何を考えなければいけないかという原因に対してどう解決していくか。既にこの話もありましたけれども、できることというのは、ひきこもり対策を前面に打ち出してしまおうと、どうしてもひきこもり、外に出した人数で成果をあげたがるというのはわかりやすいのですけれども、多分、人間だと誰でも出てきてしまうと思うのです。

そうではなくて、ひきこもりを担当する部署の方たちがある意味、窓口であり、中継役、他部署との中継役になるような努力を一つ起点として考えた方がいいのかなと思っています。

例えば、若者だと教育現場の問題として、学生同士、生徒同士の関係、教師との関係といった部分でひきこもりになることもあるかもしれない。それに対する対応策も異なってくるので、そういう窓口で受け取った中継役の部署の人たちは教育と円滑につないで、教育の人たちは、今度、そういったひきこもりの知識とか、技術がないので、そこと連携して人員をまわすであるとか、知識を共有するということをする。

中高年は、例えば、就労で問題になっている方たちは、就労支援をやっている部署とひきこもり対策をやっている部署が情報交換して、対策を考えていく。

つまり、原因が異なっているという可能性が高いというようなところも、今、委員の皆さん方のお話から推測できますので、個々の問題に対応するための中継役、窓口プラス中継役として職員の人たちが自由に動けるというか意見を交換したり、情報交換したりという場所をつくる体制。つまり、そうすると何か、無理やり引っ張り出すとかそういう話ではなくなってくるかなというのも少し意見として思いました。

【委員】

私もひきこもりにつきましては、詳しくはわかりませんが、英国で最近では、孤独問題担当国務大臣を設置しています。つまり、大きな問題になっているということです。

それが、どういう理由で、社会的、経済的なものであるのか、あるいはご本人が幸福なのか、不幸なのか。そういう視点でそのようになったのかわかりませんが、そういう一つの大きなものにして、練馬としては、窓口はたくさんあるのですが、そういう一つのひきこもりという、あるいは孤立というのを統括するような部署まで拡大するのか。

そうすると先ほど余り関与すべきではないという意見に対して、反対の方向にいくわけで、行政の拡大のリスクもそれは余計なおせっかいということではありますが、お聞きしたいなと思います。

それから、ひきこもり、孤立につきましては、おっしゃるように人それぞれ異なった原因があって、非常に長期間のかかるケースがあると思うのですが、それに対応する人、区役所の人、それがすぐになってしまうのか、あるいは、ずっと継続するのか。1対1で対応するというのもでてくるのかなと思うのですが、人事異動の体制などは、他と同じなのか。そういうのも検討していただきたいと思います。

【関保健相談所長】

区の職員ですので、異動というものがございます。保健相談所而言えば、3年から5年ということで異動しますので、そのスパンで担当は変わります。

継続性が必要ですので相談を受けた方につきましては、きちんと引き継ぎをしまして次の担当者が誤ることがないように適切に対応をさせていただいております。

【委員長】

ありがとうございます。

今回、結構、時間をとってしまったのですが、ぜひ、何かここが知りたいということがあれば、いかがでしょうか。

真剣に考えると人の幸せって何だろうみたいな話になってしまうので、この話はこれぐらいにして、次にいきたいと思います。

では、議題の(3) 公共施設等総合管理計画の策定についてに入ります。事務局から資料が提出されていますので、説明をお願いします。

【区政改革担当課長】

資料5「委託・民営化の現状と課題」説明

【委員長】 ありがとうございます。

資料5について、説明がありました。

この件について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

この議題の視点というか論点というのは、どのあたりになるのか明確にした方がいいかなと思いました。

例えば、9ページの主な課題についてなのか、11ページの民営化後の区の役割とか、その辺が確認できればと思います。

【区政改革担当課長】

今回、議題として、今後民営化を取り組むにあたって整理すべき課題を9ページから10ページに記載させていただきました。こちらについて、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

【委員】

大変、民営化とか委託化がバラ色のような印象を受けるのですが、経験上から言って、委託などは、財政的に非常に助かるという面もあるのですが、メリットがあれば必ずデメリットがありまして、大きなデメリットというのは二つあるのです。

一つ、例で申し上げますと、東京都にいたときに建物の設計などを全部委託して、ほとんど技術者がいらなくなって、実際に東京都の職員自身が図面を描くということがほとんどできなくなってしまったのです。

要は、委託することによって区からプロフェッショナルがいなくなってしまうのです。

それから、もう一つは11ページに書いてありますが、民営化とか委託化をして、そこをチェックするというふうに非常に簡単に書いてありますが、これが果たして本当にできるのか。

例えば、保育園は最終的には区が責任を持たなければいけないのですけれども、どれだけの頻度でチェックに入っていますか。

どれだけの頻度で財政的なチェックしているのか、なかなかこれだけ数があって、チェック体制などは絶対にできるわけではないのです。

それだけのニーズを考えたら、逆にお金がかかって仕方ないのです。

だから、経験から言って、その2点が非常にデメリットなのだと思っておりますが、それについてどうお考えかというのをぜひ聞きたいと思います。

【企画部長】

いろいろな委託があると思うのですが、現在、区が委託をしたり、これから民営化を検討している施設は、民間にも当然その担い手の方がいらっしゃるわけで、民間で十分にやっただいているということもあります。それを進め、基本的には民間が担うというのがサービスの基本ではないのかなというところは、問題意識としてはございます。

ただ、練馬区の場合、やはり急激な都市化ということがあって、当初の頃に、いろいろと態勢が整わなかったときには直接的にサービスを担ってきたというところがあるので、それが今、大分状況も変わっていますから、民間が担っていただくというのが基本だということで、それを今遅ればせながら進めようとしているところかなと思います。

あと、チェック体制のことなのですが、民間の保育園も含めて巡回指導というようなこともやっています。保育に関しては保育計画調整課長に説明をお願いしますか。

【保育計画調整課長】

チェック体制に関してでございます。

区立保育園は、現在60園のうち20園の委託を行っております。

委託園へは、定期的に園長経験者、副園長経験者等が巡回指導支援を行っている状況でございます。

今後、令和11年度までにさらに委託を進める計画を立てているところでございます。

私どもとしては、保護者の皆様、お子様の安全、そういったものが一番大事だと思っております。

そのため、巡回指導をしっかりと強化して、練馬の保育水準を高める必要がある。その一方、委員からお話のあったとおり、体制というものも今後しっかりと検討していかなければいけないと思っているところでございます。

【区長】

委員のおっしゃった通りなのだけれども、区が抱えている直営施設というのは、見たらわかるのだけれども、保育園も、これはそもそも直営でやっていること自体、おかしいと思っています。

本来、福祉の市場機能の中でやられるべき事が、偶々練馬区では、全部区でやっている、こういうのは、根本的におかしいから将来は基本的に全部民営化する、それがただ一つの正解だろうと思います。

ただ、全部そう言えるかどうか、そこは議論の争点です。例えば障害者施設など、どこまで区がやるのか、そここのところの議論はちゃんとすべきだと思っています。

だから、鈴木都政で見られたような、委託化して名前だけ変えて、予算上扱いが変わったとか、そういう事はしたくないので、経過的に委託するにしても、将来は基本的に全部民営化するのだろうと私は思っているのです。その辺りについて議論があったら聞かせていただきたいと思っています。

【委員】

保育園の委託の方も実績が積まれてきて、利用者の評判もなかなかいいのではないかと考えています。

なので、10年前とは状況が変わってきているので、保育園事業が民間委託になることに関しての区民の理解は大分得られやすくなっていると考えております。

7ページに民営化の効果と、
、
とあるのですが、先ほど、どなたかもおっしゃっていたので、逆にデメリットのようなものがあるのであれば上げていただきたいなと考えています。

民営化の効果、
、
とあるのですが、これはやはり区民、特に預ける親、子どもにとって何が、ちょっと保育園のもので特化してしまうのですけれども、何が大事なのかということ、質は絶対維持してもらいたい、サービス向上していただければなおさらよい、やはり何か起きたときに、誰が責任を取ってくれるのかというところがやはり大きいので、最後は区がやはり責任を取ってくれるのか、あるいは本当に民営化先の事業者が最後まで責任主体になるのかとか、そのあたりを整理してきちんと示していく必要があるのではないかと思います。

民営化になるというのは、施設の設置運営主体が民間事業者になるということでしょうから、恐らく例えば、何か死亡事故が起きて裁判を起こされたときに、被告に、区は入らないということになるのでしょうか。

そうすると、事業者の方が保険にきちんと入っておかないといけないとか、そのあたりの現実的な心配も払拭していくようなことも必要なのかなと考えています。

横の7ページの民営化の効果というのは、何となく抽象的なのですが、区民に対してのメリットなのか、事業者に対してのメリットなのか、その辺も混同しているので、そのあたりを整理した方が、もちろん事業者にとってのメリットがないと、受け取られなくなるという問題はあるにしても、それは事業者のためではなくて最終的には区民のためなのですよというご説明の方法がいいのかなと思います。

もう1点、別の観点から意見を申し上げたかったのは、今回公共施設等総合管理計画実施計画を策定するということがあり、委託民営化のこの問題が話し合われるのですが、施設が先にありきのような印象を受けたのです。

施設というのは、その事業があるから作られたものであって、その事業を委託・民営化する必要性があるから、ではその先施設をどうしようかという順番になるのだらうと思うのですが、この資料を読んだときに施設をどうするということを表面の問題提起にしているところは違和感があったので、それぞれの事業の問題というか、その辺をきちんと踏まえた上で、施設をどうするかというような順番だけはきちんと抑えていただきたいなと思いました。

民営化になったときの施設運営主体は民間事業者になるということで、先ほど私が具体的に考えたのは、例えば死亡事故が起きて裁判が起きたときの被告、要は法的責任主体というのは、どこになるのでしょうか。

【企画部長】

それは、やはり設置主体の責任になるということだと思います。

区内で、今多くの民間の保育園がありますけれども、そこと同じということになるかどうかと思います。

ただ、それは委託をしている場合であっても、その責任の度合いというのは、いろいろあると思うのですけれども、事業者そのものの責任が全くないということは多分ないと思うのです。

最終的な責任は区にあるかもしれないけれども、事業者の運営そのものに責任があるということであれば、事業者の責任というのも当然問われるというところがございますので、それが区立でなくなれば当然設置主体の責任になるということだと思っております。

あと、次にいただいたそもそもの、まず事業とおっしゃっているのは、区民に対するサービスがどうあるべきかというお話だと思います。

それは、まさにおっしゃるとおりでして、1ページの公共施設等総合管理計画の図の中に、こういうふうに改修・改築だとか、リーディングプロジェクトだとか、委託・民営化だとか書いているのですけれども、その根底には施設というのは一番身近な区民サービスを提供する場所なわけですが、それらが今後どのようなあり方になるべきなのかという問題意識があって、もともとの計画というのを作っております。

それをトータルでマネジメントする方法として、改修・改築だとか、委託民営化だとか、そういうハードの部分、ソフトの部分、さまざまにあるのですけれども、そのような議論もぜひ、次のときにはしていただきたいと思っていますが、そもそもの行政の施設として行うべきサービスというのは、これからは何なのか、変わっていくのではないのかということも当然あると思うのです。

施設ができた30年前、40年前、50年前とは社会の状況も変わっていますので、当時は行政が提供すべきだったものの、今はそうではなくなっているものというのも当然あると思います。そういう観点でソフトの面、ハードの面で、いろいろと考えていきたいと思っています。そういう問題意識がこの資料ではなかなか読み取っていただけないようなつくりになっていたのが反省すべきところだなと思っております。

【委員】

5ページ目に、基本的な考え方が書いてあると思うのですけれども、多くの自治体で民営化、委託、指定管理者、またPFI、民間移譲というものを推進してきたわけですが、そのときの反省で委員もおっしゃったように、やはり民間ではできない機能というものがあって、そういうものがあるから今は直営部分を1つは残さないに対応できないと。特に地域包括ケアセンターを委託するときに困難事例は民間の事業者はできないと言っているわけですから、そこの部分の最終的に責任を果たすべき分野として、民間移譲をしてしまえば、これは責任がなくなってしまうけれども、委託、指定管理だと当然区の責任になる、その部分のどの部分が直営を残す意義があるのかというのを明確にしないといけない。先ほどのひきこもりの例も同じだと思うのですけれども、相談が来たときにどのように対応するかということまでです。

その際に、あと2点あるのは民間に委託する場合、または譲渡する場合に、市の職員が民間の誰にノウハウがあるかということ、どの目ききで評価できるかという、その能力はどれくらい蓄積されているのだろうかという疑問が大変ありますというのが1点目。そこを、どうするかという人材育成です。

それと、公共施設等総合管理計画実施計画の関連で言えば、9ページ目に土地とか建物、無償譲渡とか無償貸付、いろいろなパターンが今まであった、この考え方の整備というのは今後、それを推進するに当たってどうされるのだろうかということ。

特に、公がつくる場合というのは民間と違って、規模も建設補助があるのかもしれないですけれども、規模が大きい部分について譲渡できるかということ、それはできなくなる。受けた方が資本的な対応ということができなくなるので、そういう視点を加味して、これからは恐らく公共施設等総合管理計画実施計画を作っていくのかと思っております。

【委員】

民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務というのはよくわかるのですが、民営化すると採算性がまず第一になるということを忘れないでいただきたいのです。

それで、最近の例では、地方の水道事業が、人口減少や、管きよの取替で採算が取れなくなったので、民営化を法律で可能にしたのです。

ところが、何が起きるかということ民営化すると、料金は上がる、いざ何か事故とかが起きると撤退してしまう。民間側の採算性が取れなくなると手を引きますので、そういった例が海外では多々あって、やはりフランスなどでは一時民営化したけれども、もう一度公共団体が出ていっているという、そういう事態がありますので、民営化の範囲というのを慎重にご判断いただければありがたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

時間が足りなくなってきたので、次にいきたいと思いますが、負担があったらお金がいるよねという話ではあると思います。

この検討をよろしくお願いします。

次、練馬区版総合戦略、みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン、平成30年度末の進捗状況について、報告があります。

事務局から、資料が示されておりますので説明をお願いします。

【企画課長】

資料6「練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）およびみどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 平成30年度末の進捗状況」説明

【委員長】

ありがとうございました。

今回は、30年度末の進捗状況の報告ということですがけれども、何かご意見がございま

すでしょうか。

はい、どうぞお願いします。

【企画課長】

なかなか、この場でというのも難しいと思いますので、もし可能でしたら後ほど期間についてお話をさせていただきますので、その間に何かお気づきの点がありましたら、メール、ファクス等々でご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【区政改革担当課長】

第2次アクションプランに基づく新たな数値目標とKPIを7月に作成いたしました。皆様の資料の収納ボックスの中に、入れさせていただいておりますので、参考としてお目通しいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

【委員長】

では、そのほか委員の皆様、事務局から何かありますか。

3 その他

【区政改革担当課長】

「世界都市農業サミットのご案内」周知

【委員長】

では、皆様のご協力で無事終了時間が近づいてまいりました。

本日、さまざまなご意見をいただきましたが、資料や本日の議論について追加の質問があるかと思えます。

追加の質問等の取扱いと次回の会議について、事務局から説明をお願いいたします。

【区政改革担当課長】

追加の質問やご意見は、メールまたはファクスで10月1日火曜日までに事務局までお願いいたします。

次回は、11月6日水曜日に開催を予定しております。

午後6時半から、本日と同じこの庁議室になります。

開催のご案内につきましては、改めてメールで通知をお送りさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、予定の時間となりましたので、本日の推進会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。